

分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの 推進について

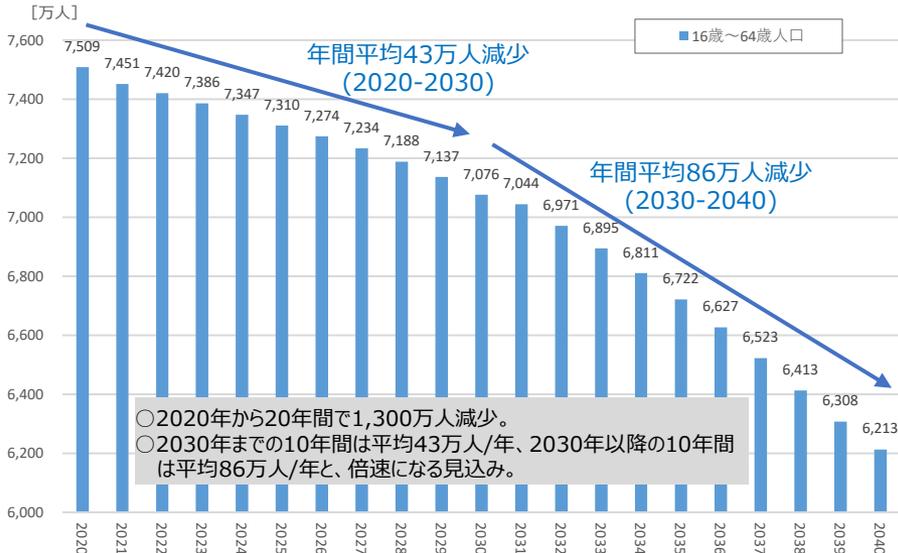
令和6年1月31日
第12回事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

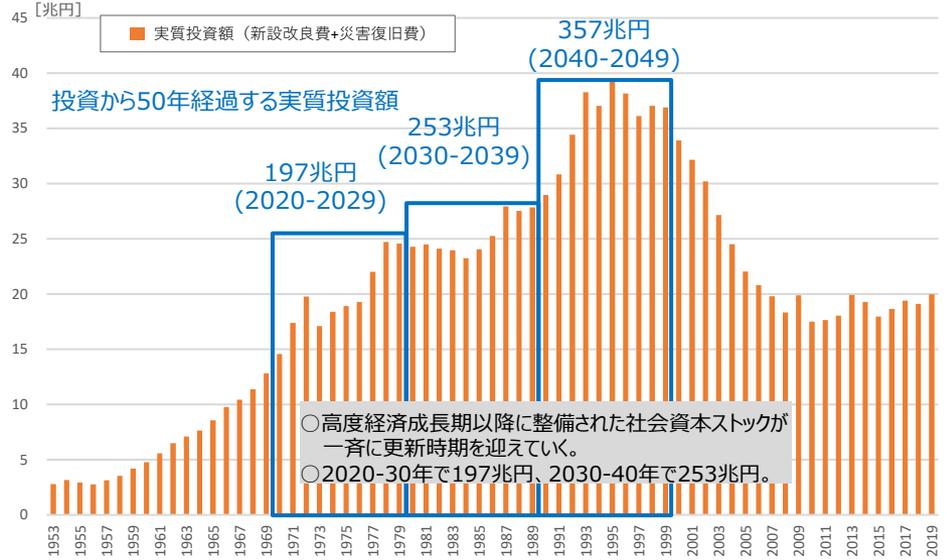
我が国の社会環境等

- 財政状況のひっ迫、働き手の減少、インフラ(社会資本)の老朽化が進展する中、**少ない財源・人材でインフラ老朽化への対応が必要。**
- 広域・複数・多分野のインフラを一体的にマネジメントする取組(群マネ等)**が動き出している。



生産年齢人口(15~64歳)の推計

出典:「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所資料)」を基に内閣府PFI推進室作成



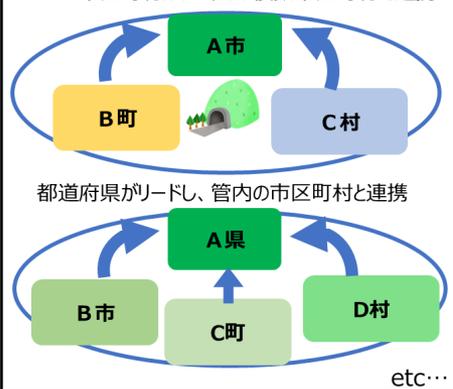
社会資本投資の推移

道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎

出典:「日本の社会資本2022(内閣府)」を基に内閣府PFI推進室作成

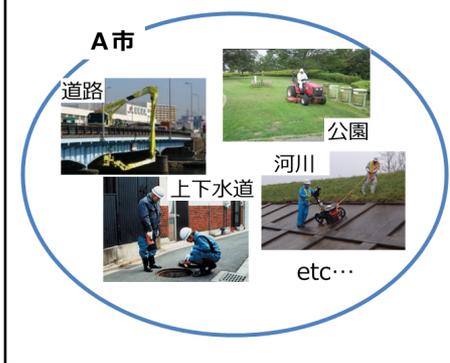
<ケース1: 広域連携>

一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携



<ケース2: 多分野連携>

多分野のメンテナンスをまとめて実施



広域・複数・多分野の施設を「群」としてまとめてマネジメント

地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ) (国土交通省)

出典: 令和5年12月1日 国土交通省記者発表 (https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000320.html)

分野横断型+広域型
(3件,0.3%)

広域型
(23件,2%)

分野横断型
(122件,13%)

単独型
(787件,84%)

(R3末時点)

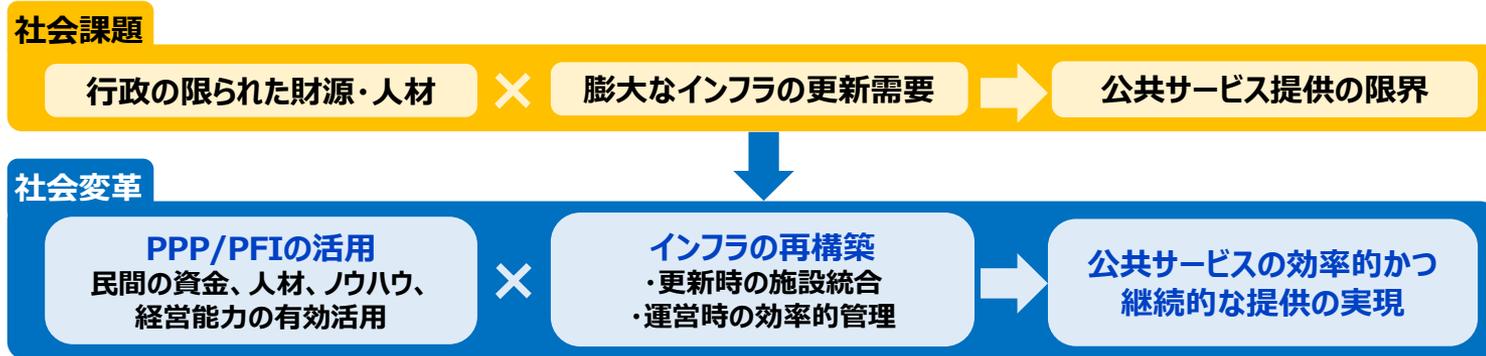
PFI累積件数の内訳

(分野横断型・広域型の件数は、R6.1月時点で内閣府PFI推進室が把握している事案件数)

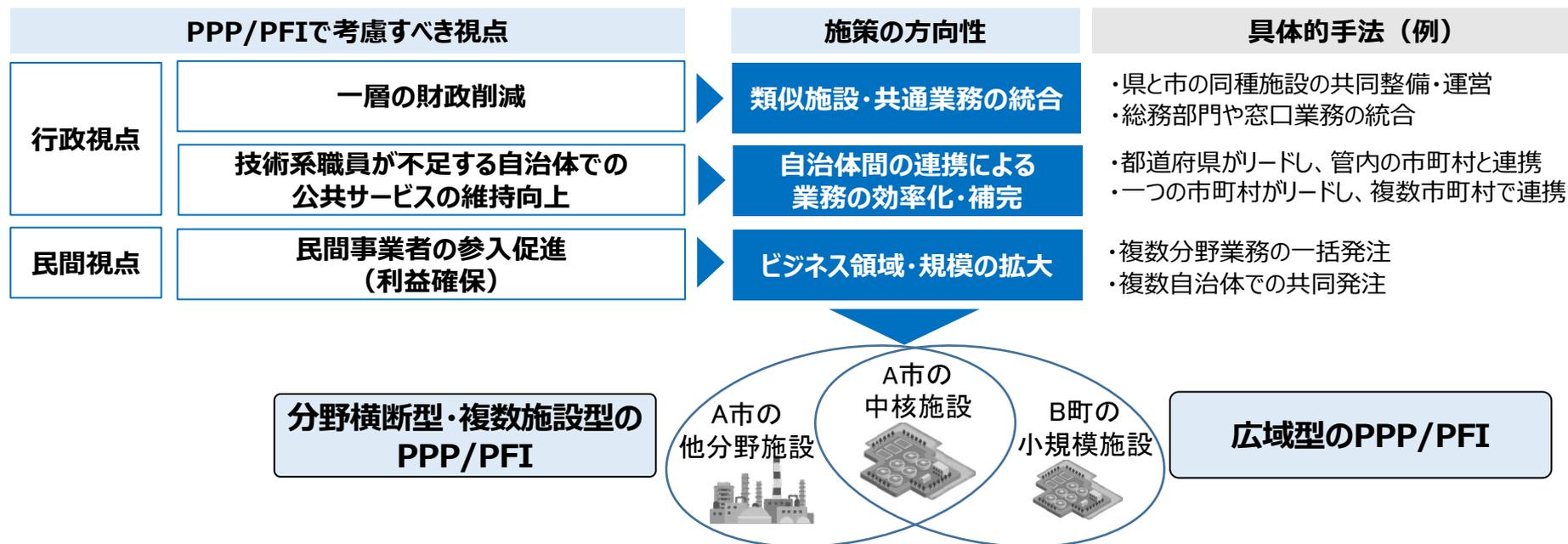
PPP/PFIの活用による「インフラの再構築」の効果的推進

- PPP/PFIの活用により、「インフラの再構築」を効果的に進め、公共サービスの効率的・継続的な提供の実現につなげることを目指す。
- そのために、一層の財政削減、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、**分野横断型・複数施設型**及び**広域型のPPP/PFIの活用促進**が必要。

目指すべき社会変革：PPP/PFIの活用による「インフラの再構築」の推進



「インフラの再構築」を効果的に進めるためのPPP/PFIの方向性



(参考)分野横断型・複数施設型のPPP/PFI及び広域型のPPP/PFIの位置づけ

- 各省庁でインフラの統廃合、集約化、施設の共同利用、管理の共同化等、インフラ再構築を進めるための様々な取組を推進しているところ。
- インフラ再構築の取組をより効果的に進めるための手法**として、省庁横断的に分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの活用を推進していく。

インフラ再構築に係る取組（例）

【国土交通省】

地域インフラ群再生戦略マネジメント
(国土交通省所管インフラ等)

広域・複数・多分野の施設を
「群」としてまとめてマネジメント

【総務省、農林水産省、 国土交通省、環境省】

汚水処理施設の
広域化・共同化

【厚生労働省】

水道事業の広域化

【環境省】

し尿・ゴミ処理の
広域化

【総務省】

公共施設等総合管理計画

更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、
財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現

インフラ再構築をより効果的に進めるための手法

分野横断型・複数施設型の
PPP/PFI

広域型のPPP/PFI

(参考)ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申 (令和5年12月21日 地方制度調査会)(抄)

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

(略) 人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められることになる。(略) しかしながら、こうした課題に対応するための連携の取組が十分に進んでいるとは言い難い。その要因としては、合意形成や利害調整に責任を持つ主体が不明確で、意見の集約や役割分担が困難な場合があること、責任主体が明確であったとしても、合意形成・利害調整に困難を伴うという懸念から連携への取組が進まないこと、実際に連携に取り組もうとしたものの、地域の実情の相違により合意形成・利害調整に苦心することなど、合意形成・利害調整の難しさが指摘されている。

このような、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。(略)

また、都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。

このような地方公共団体の取組に加えて、国には、地方公共団体の自主的な連携の取組を適切に支援していくことを前提に、先進事例の収集や取組の横展開などによる連携の促進のほか、各府省による広域連携に関する様々な政策について、府省間での適切な調整と連携を図っていくことが求められる。

なお、デジタル技術を有効に活用することにより、従来と異なり、非隣接市町村が連携して共通する地域課題の解決等に取り組む事例も広がりを見せており、引き続き、取組を進めていくことが適当である。

(2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、各地方公共団体は、その所有する公共施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って、公共施設の更新や統廃合、集約化、長寿命化などに取り組んでいる。今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。

しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。

また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。

国としても、このように、市町村間の連携や都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、適切に支援していくことが期待される。

(参考)公共施設等の広域化・分野間連携に係る主な取組状況

(内閣府調べ)

分野	参考資料	担当省
地方行政 全般	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日制定、令和5年6月21日一部改正）	総務省
	定住自立圏取組事例集（令和5年10月）	総務省
	連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日制定、令和5年4月21日一部改訂）	総務省
	連携中枢都市圏の主な取組事例（令和5年6月時点）	総務省
	2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（令和2年6月26日）	総務省（地方制度調査会）
	ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（令和5年12月21日）	総務省（地方制度調査会）
	「地域の未来予測」に基づく広域連携推進要綱（令和4年3月30日（総行市第36号））	総務省
	広域化・共同化等に係る先進・優良事例集（平成28年度から）	内閣府（国と地方のシステムWG）
公営企業	公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書（平成29年3月）	総務省
	公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集（令和5年3月）	総務省
水道	水道広域化推進プラン策定マニュアル（平成31年3月）	総務省、厚生労働省
	令和2年度水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査一式（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）」（令和3年3月）	厚生労働省
	令和4年度水道の基盤強化に向けた優良事例等調査（広域連携の推進に関する調査）報告書（令和5年3月）	厚生労働省
	水道事業における広域化の更なる推進等について（令和5年4月25日 事務連絡）	総務省、厚生労働省
国交省所管 インフラ等	総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～（令和4年12月）	国土交通省（社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会）
	インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（令和5年3月）	国土交通省
汚水処理施設	広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和2年4月）	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
下水道	下水汚泥広域利活用マニュアル（平成31年3月）	国土交通省
	下水道事業における広域化・共同化の事例集（令和5年3月）	国土交通省
廃棄物	し尿処理広域化マニュアル（平成23年3月）	環境省
	持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（平成31年3月29日）	環境省

【本日のポイント】

分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの先行事例を横展開していくため、先行事例の調査研究を行い、経験・知見をとりまとめ発信する。

分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIは、一般的なPPP/PFI事業と比較し、事業動機、連携方法、事業の進め方などが多種多様であるため、

1. 類型化を図る。
2. 経験・知見をとりまとめる着眼点を設定する。

1. 類型化(案)

分野横断型・複数施設型のPPP/PFIの類型化(案)

(内閣府調べ)

類型名称	分野横断・単独施設型	分野横断・複数施設型	単独分野・複数施設型
<p>イメージ</p>	<p style="text-align: center;">分野横断型</p>	<p style="text-align: center;">複数施設型(バンドリング)</p>	
<p>概要</p>	<p>複数の公共施設等を一つの施設に統廃合し管理する業務等を民間企業等に発注</p>	<p>複数分野の複数の公共施設等の管理業務等を一つの民間企業等に一括発注</p>	<p>単一分野の複数の公共施設等の管理業務等を一つの民間企業等に一括発注</p>
<p>事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市は、コミュニティ、図書館、ホール及び区役所等の機能を複合化し、さらに特色として芸術創造・ユーマ機能を含めた施設として整備を実施 長岡市は、熱回収施設（高効率ごみ発電施設）と不燃・粗大ごみ処理施設の整備を長岡環境テクノロジーへ発注 富山市は小学校の過大規模を解消するため分離校を新設、これに伴い組織される新しい自治会に対応して公民館・地区センターを複合施設として整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は、上水道・工業用水道・下水道の計9事業を一体的にコンセッション事業でみずむすびマネジメントみやぎに発注。 川崎市は、球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ、駐車場等、複数の施設の整備を一括発注。 和光市は、総合児童センターに隣接する国有地を合わせて活用し、児童センターとプールの他、認定こども園や児童発達支援センター、保健センター等を併設させた複合多機能施設の整備や、学童クラブを広沢小敷地内へ移転する整備を実施。 山梨市は、既にLED化された施設、廃止予定施設を除くほぼすべての既存照明設備17,670台（109施設、担当20課）のLED化業務を一括発注。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市は、市内の市立小学校156校の空調設備等について保全業務、モニタリング等の維持管理業務を発注。 愛知県は、愛知県道路公社が所有・運営する8路線の有料道路を対象に、コンセッション方式を導入。

広域型のPPP/PFIの類型化(案)

(内閣府調べ)

類型	事業統合型	垂直連携型	水平連携型	共同発注型
特徴	別法人の設立	都道府県による補完・支援	地方公共団体相互間の連携	
図	<p>A市 B市 設置 ↓ 一部事務組合等 ↓ 発注 民間企業等</p>	<p>A市 B市 委託等 ↓ A県 ↓ 発注 民間企業等</p>	<p>A市 ← 委託等 B市 ↓ 発注 民間企業等</p>	<p>協定等 A市 ↔ B市 ↓ * 民間企業等</p> <p>* 共同で一つの契約として発注する場合もある。</p>
概要	複数の地方公共団体が一部事務組合等を設置し、施設の建設・管理等を民間企業等に発注	市町村が都道府県等（公社や技術センター等も含む。）に委託等した上で、都道府県等が施設の建設・管理等を民間企業等に一括発注	市町村が他の市町村等に委託等した上で、受託した市町村等が施設の建設・管理等を民間企業等に一括発注	複数の地方公共団体が協定等に基づき施設の建設・管理等を民間企業等へそれぞれ発注、若しくは共同で発注
事例等	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合設置件数1,409件（主な事務：ごみ処理389件、し尿処理312件、救急267件、消防267件）（R3.7.1現在） 一部事務組合によるPFI件数は、16件 千葉県木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市それぞれの水道事業と、君津広域水道企業団による水道用水供給事業を同一の事業体で行うべく、かずさ水道広域連合企業団を設立し、平成31年4月から事業開始。（但し、各水道事業は事業統合、水道用水供給事業は経営の一体化） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路点検業務の地域一括発注（R4：482市区町村（32道府県）が活用） 長野県下水道公社が県下の市町村から下水処理場等の維持管理業務を受託し、民間企業に一括発注 秋田県が地方自治法の連携協約に基づき管内市町村の下水道関連業務を官民出資会社（株）ワン・アキタへ一括発注 	<ul style="list-style-type: none"> 君津市・富津市・袖ヶ浦市が木更津市に火葬場の建設・運営を地方自治法上の事務委託をした上で、木更津市がPFIで「かずさまごころサービス株式会社」（代表企業：東亜建設工業）と契約、令和4年12月供用開始。 北九州市が宗像地区事務組合（宗像市・福津市）より水道関係業務を包括的に受託（水道法の第三者委託及び地方自治法の事務の代替執行）した上で官民出資会社（株）北九州ウォーターサービスに業務を包括的に発注 	<ul style="list-style-type: none"> 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町が、廃棄物（産業廃棄物含む）処理場の建設・運営について地方自治法の協議会を組織し、PFI（BOO）により、(株)上総安房クリーンシステムと契約、2027年事業開始予定 大牟田市と荒尾市は浄水場の整備と管理をDBOで共同発注 長崎県波佐見町と東彼杵町は協定に基づき下水処理場の維持管理業務を共同発注 愛知県内7市町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）は事業連携協定に基づき、下水道管路の点検・調査業務を共同発注（R6.4月事業開始予定）

(参考)PFI事業における広域型の事業の実績① (令和3年度末時点)

(内閣府調べ)

類型	地方自治法に基づく連携手法	事業名	事業主体	主な施設用途
水平連携型	事務の委託	(仮称) 越谷広域斎場整備等事業	越谷市 (吉川市、松伏町から委託)	斎場
事業統合型	一部事務組合	「豊川宝飯衛生組合斎場会館 (仮称)」整備運営事業	豊川宝飯衛生組合 (豊川市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町)	斎場
共同発注型	該当なし	県営坂地区住宅整備事業	広島県、坂町	住宅
事業統合型	一部事務組合	益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	益田地区広域市町村圏事務組合、 (益田市、津和野町、吉賀町)	廃棄物処理施設
共同発注型	該当なし	山形県営松境・住吉団地移転建替及び 酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業	山形県、酒田市	住宅
事業統合型	一部事務組合	石巻地区広域行政事務組合消防本部 (石巻消防署併設) 庁舎移転整備事業	石巻地区広域行政事務組合 (石巻市、東松島市、女川町)	庁舎
共同発注型	該当なし	(仮称) 水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	大阪府、箕面市	防災施設
事業統合型	一部事務組合	名古屋港管理組合本庁舎等整備事業	名古屋港管理組合 (愛知県、名古屋市)	庁舎
垂直連携型	該当なし	佐原広域交流拠点PFI事業	国土交通省 香取市	防災施設
事業統合型	一部事務組合	石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業	石巻地区広域行政事務組合 (石巻市、東松島市、女川町)	医療・福祉施設 (児童福祉施設を除く)
事業統合型	一部事務組合	(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業	御殿場市・小山町広域行政組合 (御殿場市、小山町)	廃棄物処理施設
事業統合型	一部事務組合	みどり園改築等 P F I 事業	東葛中部地区総合開発事務組合 (柏市、流山市、我孫子市)	医療・福祉施設 (児童福祉施設を除く)
事業統合型	一部事務組合	盛岡中央消防署新庁舎及び (仮称) 山岸出張所庁舎整備等事業	盛岡地区広域消防組合 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)	庁舎

(R6.1月時点で、内閣府PFI推進室が把握している事業を記載)

(参考)PFI事業における広域型の事業の実績② (令和3年度末時点)

(内閣府調べ)

類型	地方自治法に基づく連携手法	事業名	事業主体	主な施設用途
事業統合型	一部事務組合	(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設 (リサイクルセンター) 整備及び運営事業	御殿場市・小山町広域行政組合 (御殿場市、小山町)	廃棄物処理施設
事業統合型	一部事務組合	可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業	可茂衛生施設利用組合 (美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町)	斎場
事業統合型	一部事務組合	那覇港総合物流センター運営事業	那覇港管理組合 (沖縄県、那覇市、浦添市)	倉庫
共同発注型	協議会	善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業	善通寺市、琴平町、多度津町	学校施設
事業統合型	一部事務組合	湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業	湖北広域行政事務センター (長浜市、米原市)	斎場
水平連携型	事務の委託	木更津市新火葬場整備運営事業	木更津市 (君津市、富津市、袖ヶ浦市より受託)	斎場
事業統合型	一部事務組合	名古屋競馬場移転整備等事業	愛知県競馬組合 (愛知県、名古屋市、豊明市)	観光・地域振興施設
水平連携型	事務の委託	盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業	盛岡市 (岩手県より受託)	スポーツ施設
水平連携型	協議会	(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町	廃棄物処理施設
共同発注型	該当なし	鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業	鳥取県、米子市	庁舎
事業統合型	一部事務組合	周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業	周南地区衛生施設組合 (周南市、下松市、光市)	斎場
事業統合型	一部事務組合	健康増進施設整備・運営事業	西知多医療厚生組合 (東海市、知多市)	スポーツ施設
事業統合型	一部事務組合	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業	湖北広域行政事務センター (長浜市、米原市)	廃棄物処理施設

(R6.1月時点で内閣府PFI推進室が把握している事業を記載)

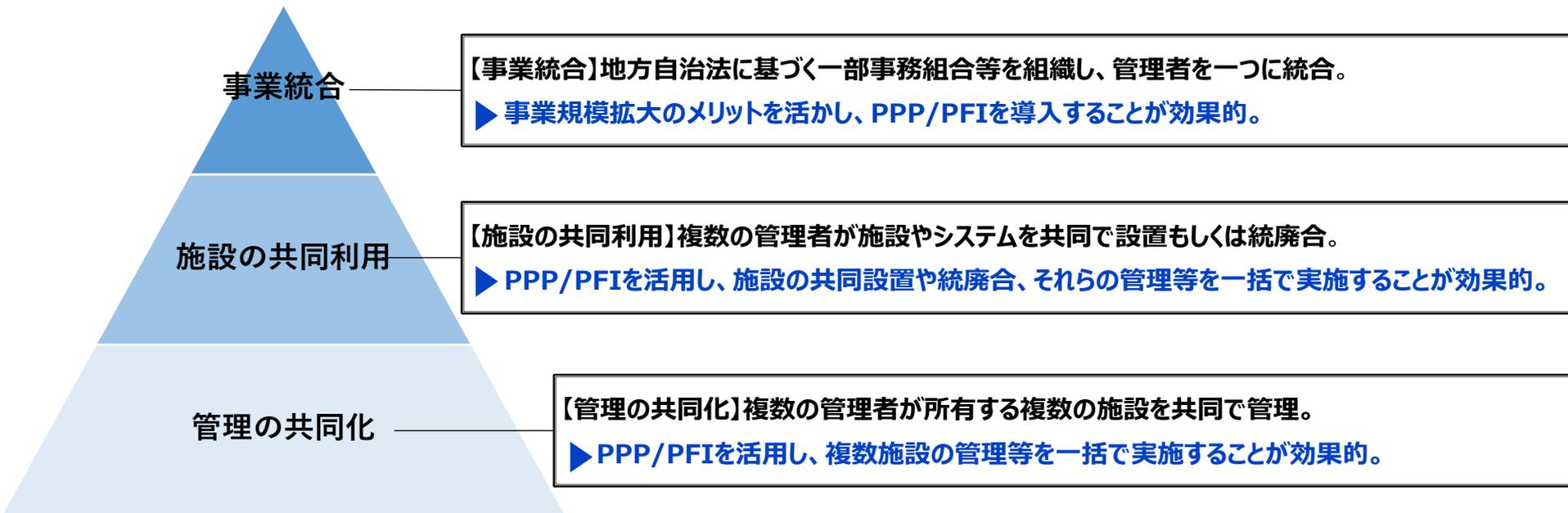
(参考)地方自治法に基づく地方公共団体の連携手法

分野	根拠	概要
連携協約	地方自治法 第252条の2	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
協議会	地方自治法 第252条の2の2～第252条の6	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
機関等の共同設置	地方自治法 第252条の7～第252条の13	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
事務の委託	地方自治法 第252条の14～第252条の16	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
事務の代替執行	地方自治法 第252条の16の2～第252条の16の4	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
一部事務組合	地方自治法 第284条～第291条	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
広域連合	地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

出典：総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>) 「共同処理制度の概要」を参考に作成

(参考)公共施設等の広域化とPPP/PFIの関係

- 公共施設等の広域化の一環である「**施設の共同利用**」や「**管理の共同化**」の取組は、**PPP/PFIによる民間への一括発注を梃子に進めることも効果的。**
- 加えて、広域型のPPP/PFIは、**事業規模が大きくなることで、PPP/PFI事業としての成立性及び効率性が高まる。**



公共施設等の広域化の各段階におけるPPP/PFI活用の効果¹

* 広域化の段階の考え方は、「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書（平成29年3月 総務省）P3」を参考にした

2. 先行事例の調査研究の着眼点(案)

先行事例の調査研究の着眼点(分野横断型・複数施設型のPPP/PFI)(案)

- 複数分野・複数施設型及び広域型のPPP/PFIは、地方公共団体や民間企業等が自由な発想で取り組み、創意工夫を発揮する余地が大きく、それゆえ、地方公共団体間や庁内他部局間での検討を開始するまでの初動や地元関係者を含めた合意形成の過程、連携手法等は、通常のPPP/PFI事業より複雑となる。
- 先行事例について調査研究を行い、**経験・知見をとりまとめて、横展開に効果的な形で発信**するために、**先行事例の調査研究を進めるにあたっての、類型ごとの着眼点を設定**。

分野横断型・複数施設型PPP/PFIの先行事例の調査研究の着眼点 (案)

(1) 動機づけ及び合意形成の過程

- 広域型または分野横断型・複数施設型のPPP/PFIの円滑な実施のためには、他の地方公共団体や庁内他部局や地元関係者と連携する取組を行う必要性や連携の相手方、方法等を検討し、合意を形成していく過程が重要。一方、こうした取組には、地方公共団体間の料金や財政状況の格差の課題や、関係者間の人的・財政的負担等の利害調整を伴い、合意形成が容易ではないものも多い。
- 先行事例において、
 - ・検討開始に至るまでにどのようなような動機付けや初動があったのか
 - ・どのような合意形成の場（協議会、プラットフォーム等）を設置し、どのような利害関係者が参画したか
 - ・どのような項目に対してどのような議論を行ったか
 - ・円滑な合意形成ができたのか、または顕在化した課題に対してどのように対処・解決したのか

(2) 庁内調整、担当課横断での連携

- PPP/PFIを推進している自治体においては、事業推進のための専門部署を設置している自治体もある。
- 先行事例において、分野横断型・複数施設型PPP/PFIの実施にあたっては、担当課が複数に横断することが想定されるがどのように調整を行ったのか。

(3) 効果的であった国等の支援、または国等に希望する制度

- 先行事例において、活用が効果的であった（インセンティブとなった）国等の支援制度は何か。また、事業を円滑に推進するために国等に希望する支援制度はあるか。

(4) 事業を推進するうえでの課題と対応策

- 先行事例において、事業推進にあたりどういった点で課題を感じ、どういった対応策で解決してきたのか。

(5) 分野横断型・複数施設型で得られる効果とその源泉

- 先行事例において、期待どおりの効果は得られたのか、その要因は何と考えているか。
- 特に、複数分野型・複数施設型のPPP/PFIでは、施設（ハード）もしくは人材や技術（ソフト）の面で親和性が高く、組み合わせることでシナジー効果を生みだしやすい事業分野があると想定される。先行事例において、どのような事業分野の組み合わせが多いのか。

先行事例の調査研究の着眼点(広域型のPPP/PFI)(案)

広域型PPP/PFIの先行事例の調査研究の着眼点(案)

(1) 動機づけ及び合意形成の過程

- 広域型または分野横断型・複数施設型のPPP/PFIの円滑な実施のためには、他の地方公共団体や市内他部局や地元関係者と連携する取組を行う必要性や連携の相手方、方法等を検討し、合意を形成していく過程が重要。一方、こうした取組には、地方公共団体間の料金や財政状況の格差の課題や、関係者間の人的・財政的負担等の利害調整を伴い、合意形成が容易ではないものも多い。
- 先行事例において、
 - ・検討開始に至るまでにどのようなような動機付けや初動があったのか
 - ・どのような合意形成の場(協議会、プラットフォーム等)を設置し、どのような利害関係者が参画したか
 - ・どのような項目に対してどのような議論を行ったか
 - ・円滑な合意形成ができたのか、または顕在化した課題に対してどのように対処・解決したのか

(2) 都道府県による補完・支援

- 多くの市町村において、技術職員、専門人材の確保・育成等の課題が深刻化していくと想定される状況を踏まえ、都道府県は、個々の市町村の規模・能力等に応じて、これまでに以上にきめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが求められる。
- 垂直連携型等の先行事例において、都道府県が、初動や合意形成過程、実施段階においてどのようなリーダーシップや役割を果たし、市町村に対する補完または支援を行っているのか。

(3) 連携の手法

- 広域型PPP/PFIの実施にあたっては、地方自治法に基づく一部事務組合の設置、事務の委託、事務の代替執行、連携協約、民法上の契約など、多様な手法(手続き)が活用されている。
- 先行事例において、これら連携の手法(手続き)を、どのような観点(例えば、手続きの難易や役割分担の明確性、法的拘束力の強弱等)で活用しているか。

(4) 受け皿組織の設置・活用

- 広域型PPP/PFIのうち垂直連携型の先行事例では、県等が設置する公社や建設技術センターまたは県等が出資する官民出資会社等を「受け皿組織」として活用している例が複数みられる。このような公共・民間双方の視点を持つ「受け皿組織」の設置・活用は、円滑かつ持続的な事業執行の観点で有効と考えられる。
- 先行事例において、どのような観点や経緯で受け皿組織の設置・活用に至ったのか、また、どのようなメリット等が得られているのか。

(5) 効果的であった国等の支援、または国等に希望する制度

- 先行事例において、活用が効果的であった(インセンティブとなった)国等の支援制度は何か。また、事業を円滑に推進するために国等に希望する支援制度はあるか。

(6) 事業を推進するうえでの課題と対応策

- 先行事例において、事業推進にあたりどういった点で課題を感じ、どういった対応策で解決してきたのか。

(7) 広域型で得られる効果とその源泉

- 先行事例において、期待どおりの効果は得られたのか、その要因は何と考えているか。